

事業の目的

高齢者・障害者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設等の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の建築の促進等を図ります。

共通要件

(次の①から④のいずれかの区域)

- ① 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域等
- ② 人口5万以上の市
- ③ 厚生労働省事業等の実施都市
- ④ 一定の要件を満たす中心市街地

主な補助対象

① 移動システム

(動く通路、スロープ、エレベーターその他高齢者等の快適かつ円滑な移動を確保するための施設)
例 スロープ、エレベーター、幅の広い廊下、手すり、案内装置等

② 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース

(広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ、身体障害者用駐車施設等の公衆のために公開された空間)

●人にやさしいまちづくり事業については、

- ・「人にやさしいまちづくり事業制度要綱」
- ・「人にやさしいまちづくり事業の実施について」（建設省住街発第26号・建設省道企発第36号・厚生省社援更第80号・厚生省老振 第32号平成7年3月31日）
- ・「市街地再開発事業等補助要領」に基づき実施して下さい。

●新規事業については、

- ・「人にやさしいまちづくり事業の新規事業採択時評価マニュアル（案）」
(平成15年作成)
を参考に事業評価を実施して下さい。

●関連法令

- 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」
- 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」

■市街地における道路空間等と一体となった

移動ネットワークの形成

事業内容

地域要件（共通要件に付加）

公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設が整備され、又は整備される予定のある区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域

補助内容（補助率 国1/3 公共団体1/3）

- ・整備計画の策定
- ・整備計画に基づく以下の移動システム等の整備
 - ・屋外の移動システムの整備
 - ・建築物の新築、改修に伴う屋内の移動システムの整備（建築物内の移動経路を含み、市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
 - ・移動システムと一緒に整備されるパブリックスペースの整備

屋外の移動システム等の整備のフロー

まちの将来像・整備方針を検討



人にやさしいまちづくり基本構想を策定



人にやさしいまちづくり事業の新規事業採択時評価実施



人にやさしいまちづくり整備計画の策定（補助対象）



整備計画に基づく移動システム等の整備（補助対象）



人にやさしいまちづくり事業完了

■不特定多数の者又は主として高齢者、

身体障害者等が利用する建築物の整備

事業内容

建物要件（共通要件に付加）

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」の特定建築物で利用円滑化誘導基準に適合するとの認定を受けた建築物（認定建築物）

認定建築物の移動システム等の整備のフロー

建築計画



ハートビル法認定建築物に適合



人にやさしいまちづくり事業の新規事業採択時評価実施



認定建築物内の移動システム等の整備（補助対象）



人にやさしいまちづくり事業完了

補助内容（補助率 国1/3 公共団体1/3）

- ・屋外の移動システム（平面通路に限る。）の整備
- ・屋内の移動システム（認定建築物内の特別特定建築物の用途（店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く。）に至る経路に係るものに限る。）の整備

※屋内の移動システムの整備が補助対象となる用途の例

盲学校、聾学校、養護学校 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演芸場 集会場 展示場 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター 体育館、水泳場 博物館、美術館、図書館 公衆浴場 等

- ・移動システムと一緒に整備されるパブリックスペースの整備